

建設産業政策会議 運営要領

(座長)

第1条 建設産業政策会議（以下「会議」という。）に座長及び座長代理を置く。

2 座長は、議事を運営する。

3 座長にやむを得ない事由があるときは、座長代理がその職務を代理する。

(関係者の出席)

第2条 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができるものとする。

(議事)

第3条 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、座長が決する。

(議事の公開)

第4条 会議は公開し、議事要旨は会議終了後速やかに公開するものとする。ただし、座長が特段の理由があると認めるときは、会議及び議事要旨を非公開とすることができる。

(雑則)

第5条 この運営要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項があれば、座長が随時定める。

附 則

この運営要領は、平成28年10月11日から施行する。